三十　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

三十一　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

三十二　指定暴力団対策に要する経費があること。

三十三　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

三十四　赤潮対策に要する経費があること。

三十五　不発弾等の処理に要する経費があること。

三十六　地すべり対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十三号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十三号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理のために国が交付する交付金（以下「不発弾等処理交付金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理事業（不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

三十一　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

三十二　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

三十三　指定暴力団対策に要する経費があること。

三十四　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

三十五　赤潮対策に要する経費があること。

三十六　不発弾等の処理に要する経費があること。

三十七　地すべり対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理のために国が交付する交付金（以下「不発弾等処理交付金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理事業（不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。